

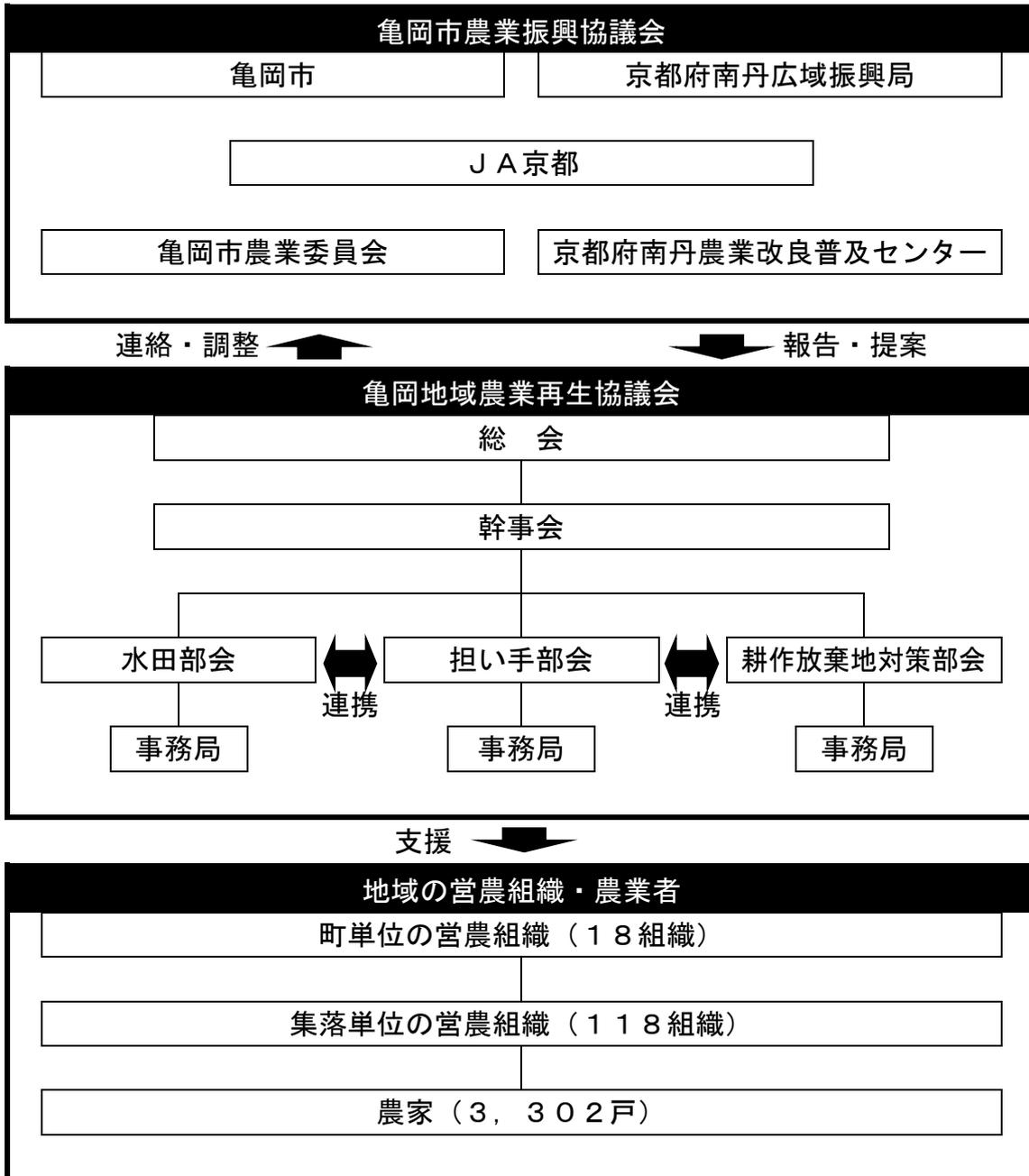
【保存版】

令和5年度
亀岡地域水田農業の手引き

令和5年4月

亀岡地域農業再生協議会

推進体制図



策定年月	平成24年10月
一部改正	平成25年3月
一部改正	平成26年3月
一部改正	平成27年3月
一部改正	平成28年3月
一部改正	平成29年3月
一部改正	平成30年3月
一部改正	平成31年3月
一部改正	令和2年3月
一部改正	令和3年3月
一部改正	令和4年4月
一部改正	令和5年4月

— 目次 —

1	産地経営構造改革	P. 1
2	水田農業に関連する補助事業の紹介	P. 4
3	水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用計画	P. 13
4	水田活用の直接支払交付金	P. 17
5	産地交付金（府設定分）	P. 18
6	令和5年度経営所得安定対策等交付金一覧表	P. 19

1 産地経営構造改革

1) 水田活用対策

亀岡農業の推進のため、集落単位の農家組合及び町単位の営農組合等を中心とする米の生産目標の推進を図る。

水田活用に係る目標達成のため、振興作物の生産拡大と品質向上に資する産地化を実施する。

①米の需給調整

計画的かつ確実な米の需給調整を支援するため、『米の生産目標（目安率）』を定める。令和5年度については、「60%」とする。

②振興作物

経営所得安定対策の推進に向け、亀岡地域の振興作物を、次のとおり『米』、『戦略作物』、『地域振興作物』に区分する。

A. 米

- ア. 主食用米
- イ. 酒造好適米

B. 戦略作物

- ア. 麦
- イ. 大豆
- ウ. 飼料作物
- エ. WCS用稲
- オ. 飼料用米、米粉用米
- カ. 加工用米
- キ. 小豆
- ク. そば

C. 地域振興作物

- ア. ブランド京野菜

(みず菜、賀茂なす、えびいも、聖護院かぶ、聖護院だいこん、京夏ずきん・紫ずきん)

- イ. 野菜
- ウ. 花き
- エ. 新植くり

2) 経営所得安定対策等の活用

農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために交付金を活用する。

A. 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して、交付金を直接交付する。

B. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

麦、大豆、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する。

①数量払 ②面積払（営農継続支払）

【対象者】※認定農業者、集落営農、認定新規就農者（全て規模要件なし）

【留意事項】※麦芽原料用麦、黒大豆、種子用として生産するものは対象外

C. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

加入者は、あらかじめ一定額の積立金を拠出することで、米、麦、大豆等の当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補填する。

【対象者】※認定農業者、集落営農、認定新規就農者（全て規模要件なし）

【留意事項】※収入保険制度加入者はナラシ対策の申請はできません。

※ 認定農業者、認定新規就農者になるには

（認定農業者になりたい方、新たに農業を営もうとする青年等の方）

農業経営改善計画を作成（農業の5年後の目標や取組等を内容とする） →

市へ申請 → 市が認定 → 認定農業者、認定新規就農者

（申請が通れば、年齢や経営規模を問わず認定を受けることが可能）

3) 担い手・農地総合対策の活用

A. 機構集積協力金（経営転換協力金）

農業部門の減少による経営転換や相続、高齢等で離農する際に農地中間管理機構へ自作地の貸付けを行った農業者等に対して協力金を交付する。

B. 集落営農の法人化等推進支援

法人化した集落営農に対する事務費支援。（1法人当たり定額25万円）

4) 京力農場プラン（人・農地プラン）に関連する国施策の活用

A. 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

新規就農者の経営確立を支援して定着を図るため、経営開始1年目から3年目まで一人当たり年150万円を交付する。

B. 機構集積協力金（地域集積協力金）

京力農場プランに基づき、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域に、貸付割合に応じて協力金を交付する。

C. スーパーL資金の金利負担軽減措置

京力農場プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者については、貸付当初5年間の金利を利子助成により実質無利子化。

D. 農地利用効率化等支援交付金

実質化された京力農場プランに位置づけられた地域の中心となる経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付（補助率上限3/10）することにより、主体的な経営展開を支援する。

5) 京力農場プラン（人・農地プラン）に関連する府施策の活用

A. 集落連携100ha農場づくり事業

持続可能な集落営農組織を育成するため、規模拡大や農業用施設・機械の整備などを支援する。

6) 京力農場プラン（人・農地プラン）に関連する市施策の活用

A. 地域担い手応援事業

地域における個人の担い手確保・育成を図るため認定農業者等の農業機械等の導入を支援する。

2 水田農業に関連する補助事業の紹介

1 作物づくりを支援する事業

1) 経営所得安定対策等

水田活用の直接支払交付金（転作物） **国、府、市**（P.19参照）

概要：水田を活用した対象作物の作付面積に応じて交付金が交付されます。
対象：販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農組織等
交付額：作付別交付金単価（例）（P.19参照）

2) 「京の米」ベンチャーコンペティション事業（府）

概要：実証ほの設置、技術研修、地域共励会、情報発信費用、米穀商等を含む食味評価会、分析会開催費用等を支援します。
対象：地域の米生産に係る協議会等
助成額：1/2以内（補助額上限30万円／実施主体）

3) 特産品小豆生産振興助成事業（市）

概要：良品質な小豆の生産拡大を支援するため、小豆を生産する農業者に助成金が交付されます。
対象：販売用小豆を生産した販売農家・集落営農組織等
助成額：1,500円／10a

2 環境に優しい農業を支援する事業

1) 安全・安心の農産物生産支援事業（市）

概要：市内製の畜産堆肥をまとめて散布する場合に、散布費用の一部が助成されます。
対象：市内産の畜産堆肥を市内の農地に6,000円／10a以上散布する農業者（3戸以上で構成する農家組合等の組織を通じて申請）
助成額：農業者に対象経費の10分の3、組織に対象経費の100分の5

2) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定制度 (府)

概要：環境負荷の低減に取り組もうとする農業者は、「環境負荷低減事業活動実施計画」を作成し、知事の認定を受けることができます。

メリット：認定を受けた農業者は、実施計画に基づく取組に関して、国の支援措置を受けることができます。

3 有機農業を支援する事業

1) 有機 J A S 認証支援 (市)

概要：有機 JAS 認証取得費用の一部が助成されます。

対象：有機 JAS 認証を取得した農業者（継続含む、3回まで）

助成額：講習会受講料、認証申請料、現地検査料の一部（1回目は10分の7、2回目は10分の6、3回目は10分の5） 上限 100,000 円

2) 土壌分析支援 (市)

概要：土壌診断に掛かる費用の一部が助成されます。

対象者：土壌診断を行った農業者

助成額：1カ所の農地につき、診断費用の2分の1 上限 3,000 円

4 組織づくりを支援する事業

1) 集落営農育成強化事業 (市)

概要：集落・町の営農組織の体制強化に向けた活動に必要な経費の一部が助成されます。

対象：町単位の営農組織

助成額：活動支援（実質化された京カ農場プランの更新：1集落当たり 30,000 円、農業用プラスチックの適正処分：処分費用の1/2以内等）

2) 集落連携100ha農場づくり事業 (府)

概要：京カ農場プラン作成地域における複数の集落営農組織の連携等による、規模拡大や高収益作物生産など収益力向上に向けた新規導入作物の試験栽培や農業用施設・機械の整備などの取り組みに対して助成されます。

5 施設整備等を支援する事業

1) 「京の米」生産イノベーション事業（府）

概要：環境や食味に配慮した米づくりや低コスト生産に必要な機械の導入に必要な経費の一部が補助されます。
対象：3戸以上の農業者で組織する団体、農業生産法人等
補助率：機械導入費用の4/10以内（一部1/2以内）

2) 京の地域特産物応援事業（府）

概要：大豆、小豆等の省力生産に必要な機械の導入や実証活動に必要な経費の一部が補助されます。
対象：3戸以上の農業者で組織する団体、農業生産法人等
補助率：機械導入費用の4/10以内等（一部1/2以内）

3) 京野菜生産加速化事業（府）

概要：多様な流通に対応した広域的な園芸産地づくりや産地の核となる担い手を中心とした園芸産地づくりの推進に必要なパイプハウス整備費用の一部が補助されます。
対象：パイプハウス（附帯施設含む）の整備
※導入するパイプハウスの面積が一定規模以上であること等
補助率：施設整備費用の4/10 ～ 1/2以内

4) 農地利用効率化等支援交付金（国）

概要：実質化された京カ農場プランに位置付けられた中核的担い手が融資を受け、農業用機械等を導入する場合に補助金が交付されます。
補助率：事業経費の3/10以内等

5) 地域担い手応援事業（市）

概要：実質化された京カ農場プランに中核的担い手として位置づけられた認定農業者等の農業機械等の導入に必要な経費の一部が補助されます。
補助率：事業経費の1/2以内（助成金上限額150万円）

6) スマート農林水産業実装チャレンジ事業（府）

概要：ICT やロボット技術を活用した機械・設備の導入に要する費用を支援します。

補助率：3/10 ～ 1/2以内（下限事業費30万円/実施主体）

7) 施設園芸セーフティネット構築事業（国）

概要：国と農業者で1：1で積み立てを行い、燃油価格高騰時に補填金が支払われます。

対象者：施設園芸農家3戸以上又は、農業従事者5名以上で構成する農業者団体等

補填金：補填単価×当月燃油購入数量×70%

6 経営改善を支援する制度・事業

1) 担い手認定制度

概要：意欲ある農業経営者の経営改善計画を法に基づき認定する制度です。
（国基準：法認定/市基準：地域認定）

メリット：資金融資、税制特例などを受けられるようになります。

2) 青年等就農計画制度

概要：新たに農業を始める新規就農者が作成する青年等就農計画を市が認定する制度です。

メリット：青年等就農資金（無利子の貸付金）等の支援を受けられるようになります。

3) 農業経営改善関係資金

概要：農地取得、機械・施設改良、及び長期運転資金に必要な資金が融資されます。

対象：認定農業者、集落営農組織等

利率：借入時の金利は、金融情勢により変動します。

4) 農業経営基盤強化準備金制度

概要：経営所得安定対策交付金等の交付金について、税制上の優遇措置が受けられます。
対象：青色申告を行う認定農業者等

5) 農業経営チャレンジ支援事業（府・市）

概要：地域農業の担い手の確保・育成を図るため、農業への新規参入希望者を技術習得から就農まで一貫して支援する実践的な研修の場を整備し、意欲と意志を有する将来の地域農業を牽引する中核的な担い手を育成するための経費の一部が補助されます。
対象：新規就農希望者
助成額：研修用農地整備費、農機及びパイプハウス等の借上費等の10/10、「担い手づくり後見人」活動費10/10（定額）

6) 農の担い手新規就農支援事業（市）

概要：認定農業者が将来の地域農業を担う新規就農希望者に対する農業の生産及び経営技術の習得等を研修・指導するために要する経費の一部が助成されます。
対象：認定農業者
助成額：認定農業者が新規就農希望者に生産及び経営技術の習得等を研修・指導するために要する機械等借上費、ハウス借上費、農地借上費の各対象経費の1/2を限度とする。（補助金上限額25万円）

7) 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）（国）

概要：就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。
給付額：経営開始1～3年目150万円

8) 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）（国）

概要：米、麦、大豆等の当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補填します。
対策加入者は、あらかじめ一定額の積立金を拠出します。
対象：収入保険制度に加入していない認定農業者、共同販売経理をしている集落営農組織等や担い手

7 農地の利用調整を支援する制度・事業

1) 農用地利用改善団体制度

概要：地域の農地の利用調整を行う組織として認定する制度です。
メリット：地域内農地の利用集積の手続きが簡略化されます。

2) 特定農業団体・特定農業法人制度

概要：農用地利用改善団体から、地域の農地の預り手に指定された組織又は農業経営を営む法人のことで、耕作者がいない農地を引き受ける義務が生じます。
メリット：農地を取得するための資金に免税措置が受けられます。

3) 農地中間管理事業

概要：平成26年度から創設された農地集積を進める仕組みであり、農地中間管理機構が農地の所有者から農地の貸し付けの申出を受け、意欲ある農業者に貸し付けする事業です。
メリット：担い手にとっては、多数の農地所有者と交渉する必要もなく、農地を面的にまとめることによって、効率的な農作業が可能となり生産性の向上につながります。
また、一定の要件を満たせば、地域または集積に協力した土地所有者等が機構集積協力金を受領できます。

8 農地の保全を支援する事業

1) 多面的機能支払交付金（国）

①農地維持支払交付金

概要：農地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動を支援します。

対象：地域ぐるみの活動組織等

助成額：田3,000円／10a等

②資源向上支払交付金（共同活動）

概要：水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全活動を支援します。

対象：地域ぐるみの活動組織等

助成額：田2,400円／10a等

※ただし、農地・水保全管理支払交付金から通算した継続年数や活動内容によって減額になる場合があります。

③資源向上支払交付金（長寿命化）

概要：農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の取り組みを支援します。

対象：地域ぐるみの活動組織等

助成額：田4,400円／10a等（満額の場合）

2) 中山間地域等直接支払交付金（国）

概要：中山間地域の集落において締結された集落協定に基づいて行われる農業生産活動に対して支援されます。

対象：中山間地域等（急傾斜地のみ）において集落協定を締結し、市の認定を受けた集落

助成額：田 21,000円以内／10a

畑 11,500円以内／10a等

3) 環境保全型農業直接支払交付金（国）

概要：地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い環境保全型農業の取組に対して支援されます。

対象：国際水準GAPを実施する農業者による団体又は集落営農組織

助成額：8,000円／10a等

4) 鳥獣害対策事業 (市・亀岡市有害鳥獣対策協議会)

概要：地域ぐるみによる有害鳥獣対策が支援されます。

- ①捕獲につながる防除柵の自力設置
- ②狩猟(ワナ)免許の取得

対象：集落営農組織等

補助率：①年度毎に変動します。(防除柵の種類ごとに上限単価あり)

- ②免許取得経費の一部

9 都市住民との交流を支援する事業

1) 市民農園・農業体験農園開設補助事業 (市)

概要：市民農園・農業体験農園の開設に必要な設備の購入に要する経費の一部が補助されます。

対象：市民農園等の開設者

補助率：経費の1/2以内(上限20万円)

10 食と農のつながりづくりを支援する事業

1) 食農学習推進事業

概要：希望する小・中・義務教育学校、保育所・こども園において、農業者の協力のもと、栽培から収穫・調理までの体験を通じ、子ども達に食と農のつながりを学ぶ機会を提供します。

対象：市立小・中・義務教育学校の児童・生徒、市立保育所・こども園の園児

2) 給食への食材提供

概要：地元産農産物の給食利用、給食だよりによる地元産農産物の情報発信を支援することによって、子ども達に地元産農産物を知る機会を提供します。

対象：市立小・中・義務教育学校の児童・生徒、市立保育所・こども園の園児

3) 有機農産物給食利用支援

概要：有機農業推進の一環として、給食の食材としての有機野菜の利用を支援します。

対象：市立保育所・こども園の園児、市立小学校・義務教育学校の児童

4) ふるさと料理塾

概要：地元産農産物を使った食事を伝える中で、食と農についての理解促進を図ります。

対象：一般応募された方

5) 直売活動支援事業

概要：地元産農産物の販売拡大や情報発信を目的に、直売所等のPR活動を支援します。

対象：亀岡市直売連絡会に加入されている直売所等

3 水田活用の直接支払交付金における 産地交付金の活用計画

産地交付金とは、地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コストを図りながら、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援するものです。

亀岡市では、「亀岡地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン」を作成し、産地交付金（地域戦略作物助成、地域振興作物助成）を活用しております。

1. 産地交付金（市設定分）

- ・国からの予算枠が一部留保されているため、今後、単価は調整する場合があります。
- ・助成内容は、国の承認を受けて正式決定となるため、現時点では調整中の内容となっています。

(1) 地域戦略作物助成（麦、大豆、小豆、そば）

亀岡地域の戦略作物の作付けを奨励するため、対象作物の作付面積や取り組み内容に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
麦、大豆 小豆、そば 【基幹、二毛作】	10,000 円	<ul style="list-style-type: none">・対象者は、集落営農組織、3戸以上の農業者で構成される団体、農業生産法人等。・販売目的で作付し、販売すること。・適切な作付、肥培管理、収穫を行うこと。
小豆 【基幹】	21,000 円	<ul style="list-style-type: none">・対象者は、販売農家、集落営農組織等。・販売目的で作付し、販売すること。・適切な作付け・肥培管理・収穫を行うこと。
小豆 【二毛作】	15,000 円	<ul style="list-style-type: none">・対象者は、麦の収穫後に対象作物の作付けを行った販売農家、集落営農組織等。・麦収穫後、販売目的で作付し、販売すること。・適切な作付、肥培管理、収穫を行うこと。

(2) 生産性向上助成（飼料用米、WCS用稲）

対象作物の作付圃場の生産性向上に資する取組面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
飼料用米 WCS用稲 【基幹】	10,000 円	<ul style="list-style-type: none">・新規需要米取組計画の認定を受けていること。・堆肥による土づくりを行い、肥料の低コスト化を図ること。

(3) 地域振興作物助成（ブランド野菜）

京野菜のブランド認証7品目の作付面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
ブランド野菜 【基幹】	18,000 円	<ul style="list-style-type: none">・みず菜、賀茂なす、えびいも、聖護院かぶ、聖護院だいこん、京夏ずきん、紫ずきんであること。
ブランド野菜 【二毛作】	12,000 円	<ul style="list-style-type: none">・対象者は、販売農家、集落営農組織等。・販売目的で作付し、販売すること。・適切な作付、肥培管理、収穫を行うこと。

(4) 地域振興作物助成（※野菜、花き）

亀岡地域の振興作物の作付を奨励するため、対象作物の作付面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
野菜 (ブランド野菜除く) 花き【基幹】	12,000 円	<ul style="list-style-type: none">・対象者は、販売農家、集落営農組織等。・販売目的で作付し、販売すること。・適切な作付、肥培管理、収穫を行うこと。 ※(3)地域振興作物助成（ブランド野菜）除く
野菜 (ブランド野菜除く) 花き【二毛作】	1,000 円	

(5) 地域振興作物助成（新植くり）

亀岡地域の振興作物の作付けを奨励するため、対象作物の作付面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
新植くり 【基幹】	5,000 円	<ul style="list-style-type: none">・対象者は、販売農家、集落営農組織等。・適切な作付、肥培管理を行うこと。・新植くりは、当年度新植分のみ苗4本につき1aを対象とする。 販売分は対象外

(6) 高収益作物作付加算（※野菜、花き）

高収益作物を生産し、主に農業で生計を立てている農業者に対して交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
野菜 (ブランド野菜含む) 花き【基幹】	10,000 円	<ul style="list-style-type: none">・対象者は、販売農家、集落営農組織等。・販売目的で作付し、販売すること。・対象作物の作付面積が二毛作と合わせて50a以上あること。
野菜 (ブランド野菜含む) 花き【二毛作】	5,000 円	

(7) 地力増進作物助成（地力増進作物）

次年度の有機栽培や、高収益作物等への転換に向けた土づくりを支援するため、対象作物の作付面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
地力増進作物 【基幹】	4,000 円	<ul style="list-style-type: none">・対象者は、販売農家、集落営農組織等。・ソルガム類、青刈りとうもろこし、赤クローバー、イタリアンライグラス、クロタリア類、セスバニア、根こぶ病用ダイコン、マリーゴールド、マルチムギ、れんげであること。

2. 交付対象外

項目	内容
自家用作物	出荷販売しない作物
調整水田	水を張った状態で管理
自己保全管理	常に耕作が可能な状態で管理
土地改良通年施行	土地改良事業、公共工事等による休耕 (災害等復旧作業含む)
貸農園	管理農園として使用
定着作物	果樹や栗など
育苗ハウス	水稻の苗や、野菜の苗等
養魚水田	モロコ等の養魚
景観形成作物	キキョウ、コスモス、菜の花など 花き販売以外のもの 【所得増加に直接関与しない作物（販売用でないため）】

4 水田活用の直接支払交付金

水田で、麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a※1
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a

※1 多年生牧草について、当年度において播種を行わず収穫のみ行う年は10,000円/10aで支援

<飼料用米、米粉用米の交付金単価変動について>

収量が標準単収値であった場合、交付金単価は80,000円/10aです。収量が1kg増減するにあわせ、交付金単価も約167円増減します。(上限：基準単収値±150kg)
※標準単収値は再生協議会が前年度の収量等をもとに算出しています。

畑地化促進助成

①畑地化支援

- ア 高収益作物(175,000円/10a)
- イ 畑作物(高収益作物以外)(140,000円/10a)

②定着促進支援(①とセット)

- ア 高収益作物(20,000円(30,000円※1)/10a×5年間)
- イ 畑作物(高収益作物以外)(20,000円/10a×5年間)

③産地づくり体制構築等支援

④子実用とうもろこし支援(10,000円/10a)

※1加工・業務用野菜等の場合

基本的運用

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担(土地改良区の地区除外決済金等)を支援します。

参考：令和5年度 経営所得安定対策等の概要P.18～20

5 産地交付金（府設定分）

「京都ブランド」の生産拡大

対象品目	当初単価	助成要件
紫ずきん・京夏ずきん	3,600円/10a	京都こだわりの栽培指針に基づき栽培し、出荷されたもの
小豆	7,200円/10a	1. 5ha以上の栽培面積を有していること
黒大豆	7,200円/10a	10a以上の栽培面積を有していること
京都府育成品種 加工用米「京の輝き」	8,400円/10a	種子更新を行い、240kg(8袋)以上の出荷契約を締結していること 府酒造連(組合)への出荷
小麦	1,800円/10a	品質向上のため、開花時期に追肥を行うこと

戦略作物の生産拡大

対象品目	当初単価	助成要件
加工用米 [京の輝き]以外の品種 も含む加工用米の総計	10,800円/10a	次のいずれかを満たす ア：加工用米出荷契約数量を、前年産より150kg(5袋)以上増加すること イ：堆肥または土壌改良資材散布による土づくり
WCS用稲	5,000円/10a	次のいずれかを満たす ア：多収品種の導入 イ：堆肥散布による土づくり ウ：発酵促進剤の利用
	8,600円/10a	生産者と実需者等の間で3年以上の複数年契約を締結した場合、初年度に契約面積に応じて助成
青刈りとうもろこし	5,000円/10a	・生産性向上の取組 額縁明きよ設置や深耕等による排水対策
WCS用稲・ 青刈りとうもろこし	3,000円/10a	・耕畜連携の取組 粗飼料生産水田への堆肥散布等

国の地域取組に応じた追加配分

対象品目	当初単価	助成要件
新市場開拓用米	10,000円/10a	複数年契約を締結した場合、契約面積に応じて助成
そば・なたね 新市場開拓用米	20,000円/10a	当年における作付け面積に応じて助成

経営所得安定対策等交付金に関する税制上の扱い

- 1 事業（農業）所得として申告してください。
交付金は、農業収入（雑収入）として計上します。

$$\boxed{\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{事業（農業）所得}}$$

- 2 農業者が、経営所得安定対策等の交付金等を農業経営改善計画などに従い、農業基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立金を個人は必要経費に、法人は、損金に算入できます。

さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金等をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※できます。

※特例を受けようと思う農業者は、一定の方法で記帳し、確定申告を青色申告で行う必要があります。

亀岡地域農業再生協議会事務局

【J A 京都・亀岡市共同事務局】

亀岡市産業観光部農林振興課

〒621 - 8501

亀岡市安町野々神8

TEL 25 - 5035

FAX 25 - 4400

J A 京都 亀岡 中部支店 生産課

〒621 - 0023

亀岡市曾我部町寺西川1-1

TEL 29 - 5723

FAX 22 - 7755